

平成 27 年度実施予定 県民意識調査・施設調査について

1 概要・目的

「受動喫煙防止に関する県民意識調査及び施設調査」(以下「調査」)は平成 19 年度から隔年で実施しており、平成 27 年度は実施年度に該当することから、当該調査を実施する予定である。また、調査の規模は前回(平成 25 年度調査)と同様とし調査の対象をそれぞれ約 5,000 とする予定である。

また、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」(以下「条例」)の附則 4 により、平成 28 年度に条例の見直しの検討を行う際に、調査の結果を検討資料のひとつとして活用する予定である。

2 今回の調査と前回の調査の変更点

前回の調査結果及びたばこ対策推進検討会委員からの意見等を踏まえ、下記の項目について変更することとする(平成 27 年 4 月末開催予定の統計審議会の了承を得て調査内容は決定する)。

項目	変更点	変更措置	変更理由
調査時期	調査時期を変更する。	前回：6月 今回：9月	<ul style="list-style-type: none"> ・当該調査は平成 28 年に実施する条例の見直し検討の重要な指標となることから、可能な限り平成 28 年度に近い時期に調査を実施する必要があると考えるため。 ・調査後の集計に約半年を要することから実施時期は 9 月とした。
県民意識調査	「見出し」を設ける。 (「冊子」様式へ改める)	回答者の便宜を図るための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・「見出し」を設けることで「何について何問聞くか」を先に知らせることが出来るため。 ・回答意欲を沸かせるような形を検討し、冊子様式が相応しいと判断したため。
	「問い」を並び替える。	展開(構成)をスムーズにするための措置	従前は受動喫煙⇒喫煙状況⇒受動喫煙という回答者からすると分かりにくい展開(構成)であったため。

項目	変更点	変更措置	変更理由
県民意識調査	「問い」の横にマークを付する。	回答者全員が答える設問と条件に合う者のみが答える設問を視覚的に分かりやすくするための措置	回答者全員が回答する設問と条件に合致する者のみが回答する設問が混在しているため。
施設調査	「見出し」を設ける。	回答者の便宜を図るための措置	「見出し」を設けることで「何について何問聞くか」を先に知らせることができするため。
	回答対象事業者を追加する。	鉄道等、交通事業者も調査対象とするための措置	交通事業者は施設ではなく企業（会社）と判断し、別途がん対策課にて調査を実施していたが、他の業者との比較が行えない状況にあったことから、これを改める必要があると考えたため。

3 今後の予定（※執行済みも含む）

年度	月	業務
H26	9月	平成27年度予算計上
	10月	前回の調査結果等により、がん対策課において調査票第1案を作成
	11月	調査票第1案に対し、たばこ対策推進検討会委員の意見を求める調査を実施
	12月	たばこ対策推進検討会委員の意見をもとに調査票第2案を作成
	1月	調査票第2案に対し「第1回統計相談（統計の専門家との調整作業）」を実施
	2月	「第2回統計相談」を実施
	3月	「第3回統計相談」を実施
	3月	平成26年度第2回たばこ対策推進検討会にて経過報告
H27	4月	総計審議会（開催後、総務省に報告）を開催し、調査票の内容が確定
	5月	業者選定（入札）
	9月	調査実施
	3月	調査結果公表（平成27年度冬に概要報告を実施する）